

北海道電気通信消費者支援連絡会 開催要綱

資料 1

※改正部分は朱書・下線

1 目的

本連絡会は、北海道内の消費生活センター・消費者団体、北海道内においてサービスを提供する主な電気通信事業者及び北海道総合通信局の連携体制の確立を図ることにより、電気通信サービスに関する関係者間における円滑な情報・意見交換、消費者トラブルの円滑な解決の促進、消費者視点を反映した行政運営の推進を図ることを目的に開催する。

2 名称

連絡会の名称は、「北海道電気通信消費者支援連絡会（以下「連絡会」という。）」と称する。

3 構成

- (1) 連絡会に座長を置く。座長は、連絡会の司会・進行及び構成員に対する助言を行う。
- (2) 連絡会の構成は、別紙1のとおりとする。
- (3) 必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議

- (1) 連絡会は年2回、札幌市内において開催する。
- (2) 事務局において必要と認めるときは、座長と協議の上、臨時に開催することができる。
- (3) 各構成団体から1～2名の参加とし、出席者名簿を配付する。
- (4) 構成団体以外の消費生活センター・消費者団体（別紙2）に対し開催案内を行い、オブザーバーとしての参加を促す。
- (5) 連絡会は原則非公開で行う。ただし、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがない場合は、関係者の了解を得た後、その全部又は一部を公表することがある。
- (6) その他、連絡会の開催・運営方法に疑義が生じた場合は、事務局が座長と協議の上、決定する。

5 議題

- (1) 制度整備等による消費者支援策
- (2) 電気通信事業分野における主な消費者問題

- (3) 電気通信事業者による消費者支援策
- (4) その他必要な情報交換

6 事務局

連絡会の事務局は、北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課に置く。

付 則

- 1 本開催要綱は、平成21年11月4日（第1回連絡会開催の日）から施行する。
- 2 本開催要綱は、平成22年7月23日から施行する。
- 3 本開催要綱は、平成23年8月30日から施行する。

北海道電気通信消費者支援連絡会構成団体

- 1 座長:北海道大学大学院法学研究科 教授 笹田栄司
- 2 社団法人北海道消費者協会
(北海道立消費生活センター)
- 3 札幌市市民まちづくり局市民生活部消費者センター
- 4 社団法人札幌消費者協会
- 5 社団法人全国消費生活相談員協会北海道支部
- 6 株式会社NTT東日本ー北海道
- 7 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 8 ソフトバンクテレコム株式会社
- 9 KDDI株式会社北海道総支社
- 10 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社
- 11 ソフトバンクモバイル株式会社
- 12 イー・アクセス株式会社
- 13 株式会社ウィルコム
- 14 (社)日本ケーブルテレビ連盟北海道支部
- 15 北海道総合通信局

北海道内消費生活センター・消費者団体一覧

石狩、空知、後志地域(札幌)

- 1 倶知安消費者協会
- 2 岩内消費者協会
- 3 小樽消費者協会
- 4 小樽市消費者センター
- 5 当別消費者協会
- 6 北広島消費者協会
- 7 恵庭消費者協会
- 8 石狩消費者協会
- 9 千歳消費者協会
- 10 美唄消費者協会
- 11 赤平消費者協会
- 12 滝川消費者協会
- 13 滝川地方消費者センター
- 14 砂川消費者協会
- 10 上砂川消費者協会
- 11 上砂川町消費生活センター
- 12 歌志内消費者協会
- 13 深川市消費者センター
- 14 深川消費者協会
- 15 江別消費者協会
- 14 岩見沢市消費者センター
(岩見沢消費者協会)
- 15 夕張消費者協会
- 16 三笠消費者協会
- 17 栗山消費者協会

上川、留萌、宗谷地域(旭川)

- 1 旭川消費者協会
- 2 旭川市消費生活センター
- 3 留萌地域消費生活センター
- 4 上富良野消費者協会
- 5 東川消費者協会
- 6 東神楽消費者協会
- 7 富良野市消費生活センター
- 8 富良野消費者協会
- 9 留萌消費者協会
- 10 苫前消費者協会
- 11 羽幌消費者協会
- 12 士別消費者協会
- 13 名寄市消費者センター
- 14 名寄消費者協会
- 15 稚内消費者協会

- 16 稚内市消費者センター
- 17 下川消費者協会
- 18 美深消費者協会
- 19 天塩消費者協会
- 20 浜頓別消費者協会
- 21 風連消費者協会

渡島、檜山地域(函館)

- 1 函館消費者協会
- 2 函館市消費生活センター
- 3 江差消費者協会

釧路、根室地域(釧路)

- 1 釧路消費者協会
- 2 釧路市消費生活センター
- 3 別海町消費者協会
- 4 中標津消費者協会
- 5 根室市消費生活センター
- 6 根室消費者協会
- 7 白糠消費者協会
- 8 釧路町消費者協会
- 9 厚岸消費者協会
- 10 浜中消費者協会
- 11 標茶消費者協会
- 12 弟子屈消費者協会
- 13 阿寒消費者協会

十勝地域(帯広)

- 1 帯広消費者協会
- 2 帯広市消費生活アドバイスセンター
- 3 音更町消費者協会
- 4 士幌消費者協会
- 5 上士幌町消費者協会
- 6 芽室消費者協会
- 7 池田消費者協会
- 8 清水消費者協会
- 9 幕別町消費者協会
- 10 中札内消費者協会
- 11 大樹消費者協会
- 12 本別消費者協会
- 13 足寄消費者協会
- 14 浦幌消費者協会

胆振、日高地域(苫小牧)

- 1 苫小牧消費者協会
- 2 苫小牧市消費者センター
- 3 新ひだか消費者協会
- 4 浦河消費者協会
- 5 浦河町消費生活センター
- 6 様似消費者協会

オホーツク地域(北見)

- 1 北見市消費者相談室
- 2 北見消費者協会
- 3 美幌消費者協会
- 4 網走消費者協会
- 5 紋別消費者協会
- 6 紋別市消費者センター
- 7 雄武町消費者協会
- 8 遠軽消費者協会
- 9 斜里消費者協会

胆振地域(室蘭)

- 1 室蘭消費者協会
- 2 室蘭市消費生活センター
- 3 伊達消費者協会
- 4 登別消費者協会
- 5 白老消費者協会
- 6 白老町消費生活センター

北海道電気通信消費者支援連絡会

座長

北海道大学大学院法学研究科 教授 笹田栄司

消費生活センター・消費者団体

- ・北海道消費者協会
（北海道立消費生活センター）
- ・札幌消費者協会
- ・札幌市市民局市民生活部消費者センター
- ・全国消費生活相談員協会北海道支部

構成団体以外の消費生活センター・消費者団体については、オブザーバーとして参加可

連絡会のほか、構成団体以外の消費生活センター・消費者団体と北海道総合通信局との情報交換会または個別に訪問し、連絡会に反映する。

行政

北海道総合通信局

必要に応じ、総務省関係部署に情報提供



総務省

電気通信事業者

- ・NTT東日本ー北海道
- ・NTTコミュニケーションズ
- ・NTTドコモ
- ・KDD I
- ・ソフトバンクテレコム
- ・ソフトバンクモバイル
- ・イー・アクセス
- ・ウィルコム
- ・日本ケーブルテレビ連盟北海道支部

必要に応じ、関係部門等に情報提供

消費生活センター・消費者団体、電気通信事業者及び北海道総合通信局の連携体制の確立を図ることにより、電気通信サービスに関する関係者間における円滑な情報提供、消費者トラブルの円滑な解決の促進、消費者視点を反映した行政運営の推進を図る

議 題

- (1) 制度整備等による消費者支援策の現状
- (2) 電気通信事業分野における主な消費者問題の現状
- (3) 電気通信事業者による消費者支援策の現状
- (4) その他必要な情報交換